

回 答 書

令和5年8月10日

四日市市長 森 智広

「四日市市少年自然の家LED照明賃貸借」に関する質問について、下記のとおり回答します。

No.	質 問 事 項	回 答
1	無償譲渡の条件であるため、受注者の固定資産税の納付義務は免除される認識で宜しいでしょうか。 また、無償譲渡する際には現状有姿のまま宜しいでしょうか。	固定資産税を所管する部署である資産税課にて不要であることを確認しています。 後段についてはお見込みのとおりです。
2	本契約をリース会社が受諾する（請け負う）際、建設業法に抵触する可能性のある業務を含む場合は、資格を有する第三者に発注することが可能という認識で宜しいでしょうか。	法律、関係法令及び仕様書に基づき適切に対応してください。
3	入札書記載金額は総額の税抜きで宜しいでしょうか。	入札金額は総額(税抜)を記載してください。
4	四日市市様の責において契約を解除された場合、受注者の被る損害について協議に応じて頂けますでしょうか。	契約書に下記の条項を追加します。 (甲の責に帰する事由による契約の解除) 甲の責に帰する事由により契約期間の中途において契約が解除されたときは、甲は物件を乙に返還し、乙は生じた損害の賠償を甲に請求することができる。
5	電力会社に対する減設申請は必要でしょうか。 また必要である場合、対象となる契約についてご教授ください	不要です。